

事務連絡
令和8年7月29日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

令和8年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて
（周知）

災害が発生した場合における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについては、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和8年3月31日付け保医発0331第2号保険局医療課長通知）により、お示ししているところです。

当該通知に定める取扱いは、災害発生時に一定の基準を満たした場合に適用されるものですが、今般発生した令和8年熊本地震は、当該通知の1（1）に規定する「対象となる災害」に該当し、1（3）に定める期間（令和8年8月31日までの間）は、当該通知に定める取扱いが適用されますので、改めてお知らせいたします。当該取扱いについてご了解いただくとともに、関係団体への周知を図るようお願いします。